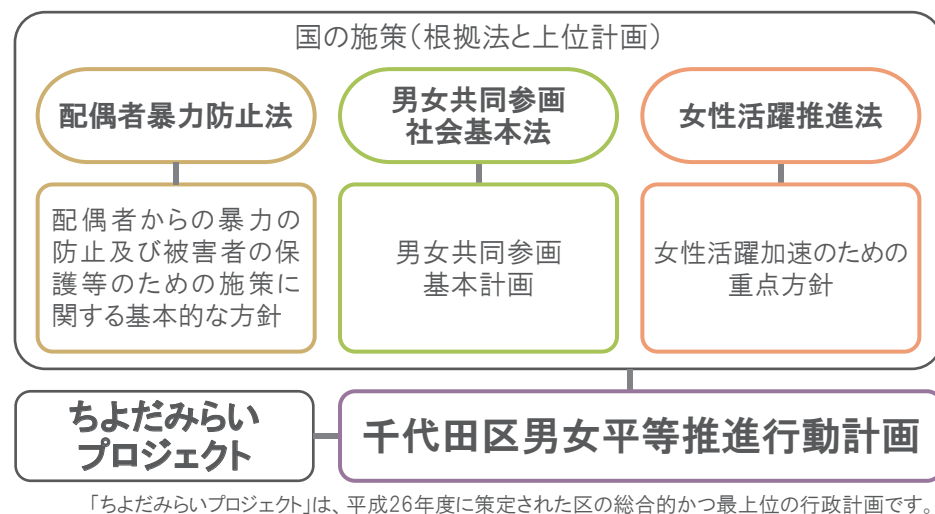


計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく計画であるとともに、配偶者暴力防止法に基づく「千代田区配偶者暴力対策基本計画」及び女性活躍推進法に基づく「千代田区女性活躍推進計画」として位置づけられるものです。

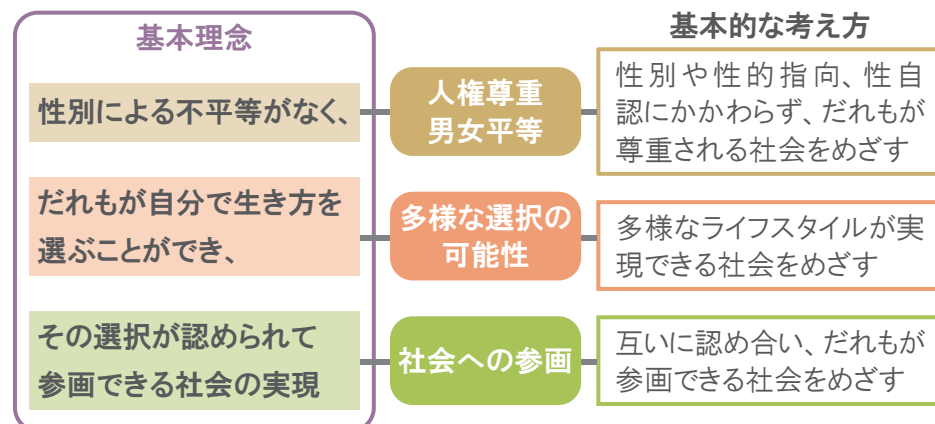
千代田区の地域特性、DV・デートDVへの対応、性的マイノリティへの配慮といった社会情勢にも対応する計画として策定しました。



基本理念と3つの基本的な考え方

千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々、企業、団体等と連携を図りながら、男女平等を実現し、男女共同参画を推進するため「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」を基本理念として掲げます。

この基本理念を踏まえ、3つの基本的な考え方を掲げます。



千代田区の男女平等・男女共同参画に関する調査

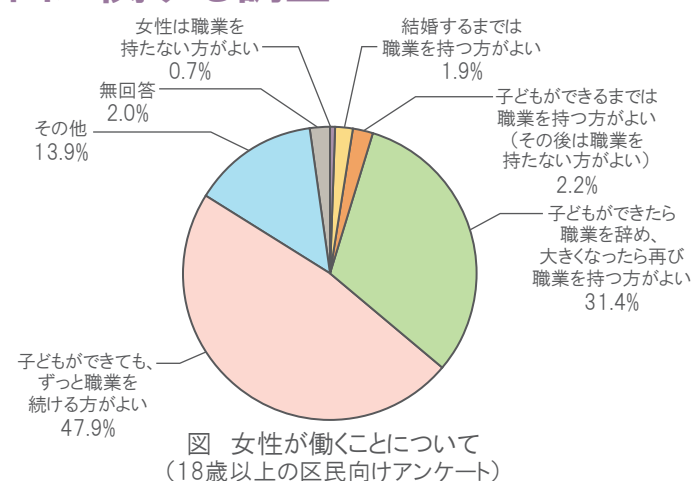
第5次千代田区男女平等推進行動計画の策定にあたり、千代田区における男女平等・男女共同参画の現状を把握する調査を行いました。

調査は、①18歳以上の区民2,000人、②区内の全中高生、③従業員5名以上の区内事業所1,000か所に向けたアンケートを実施しました。

調査結果は、千代田区ホームページにて報告書を公開しています。

www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/questionnaire.html

検索 千代田区 男女平等 調査



第5次千代田区男女平等推進行動計画 概要版

千代田区は、平成29年3月に「第5次千代田区男女平等推進行動計画」を策定しました。この計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間で計画期間としています。

区は、本計画の基本理念である「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」をめざし、行動します。

第5次千代田区男女平等推進行動計画は千代田区ホームページでご覧になれます。

www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/byodo.html

検索 千代田区 男女平等 計画

第5次千代田区男女平等推進行動計画 概要版

発行日 平成29年3月

編集・発行 千代田区地域振興部国際平和・男女平等人權課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

電話 03(3264)2111(代表)

平成29年3月
千代田区

基本理念

性別による不平等がなく、
だれもが自分で生き方を
選ぶことができ、
その選択が認められて
参画できる社会の実現



千代田区男女共同参画センターMIW
マスコットキャラクター みゅうじろう

基本的な考え方

性別や性的指向、
性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす

多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす

互いに認め合い、
だれもが参画できる社会をめざす

目標

1

人権を尊重し、
健康的な生活を
支援する

2

配偶者・児童等への
暴力や性的いやがらせ
行為・性暴力を
根絶する

3

ワーク・ライフ・バランス
の実現と女性の活躍を
支援する

4

地域社会における
男女共同参画を
すすめる

5

行動計画の推進体制を
充実する

施策の方向

- (1)人権尊重・男女平等に対する意識啓発
- (2)多様な機会・場における
人権・男女平等教育・研修の推進
- (3)男女の性や健康に関する理解促進と支援
- (4)性的マイノリティへの理解促進と支援

千代田区配偶者暴力対策基本計画

- (1)DV・デートDVへの対策の推進
- (2)児童・高齢者・障害者に対する
虐待への対策の推進
- (3)性的いやがらせ行為・性暴力等への対策の推進

千代田区女性活躍推進計画

- (1)働きたい・働き続けたい女性に対する
キャリア形成の支援
- (2)男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発
- (3)家事、育児、介護等と仕事の両立に向けた支援
- (4)働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発
- (5)区内中小企業の意向をとらえた支援

- (1)意思決定過程への女性の参画の推進
- (2)子育て・介護をしている人や退職した人等の
社会参画の支援
- (3)多様性に配慮した防災・まちづくりの推進

- (1)男女共同参画センターMIWの充実
- (2)区役所内推進体制の充実
- (3)区民との協働による推進体制の充実

平成33年度末の数値目標

男女の性別により
不平等があると
思う人の割合
※区民世論調査に基づく

27.3%→15.0%
(平成28年度) (平成33年度)

「性的マイノリティ」という
言葉の意味を知っている
人の割合
※区民アンケート結果に基づく

74.6%→95.0%
(平成28年度) (平成33年度)

DVをされたことのある人の割合
※区民アンケート結果に基づく

男性 6.2%
女性 23.6%→半減
(平成28年度) (平成33年度)

性的いやがらせ行為を受けたことのある人の割合
※区民アンケート結果に基づく

22.2%→半減
(平成28年度) (平成33年度)

高校生・大学生に向けたキャリア形成
支援事業の実施
※事業実施状況に基づく

年4回(計20回)
(平成33年度)

男性の育児休業・
育児短時間勤務奨励金の
新規申請企業数
※事業実施状況に基づく

年5社(計25社)
(平成33年度)

審議会等における
女性委員の割合
※事業実施状況に基づく

40.0%以上
33.5%→60.0%以下
(平成28年度) (平成33年度)

避難所運営協議会
委員における
女性委員の割合
※事業実施状況に基づく

34.0%→40.0%
(平成28年度) (平成33年度)

区役所内の管理・
監督者(係長級以上)に
占める女性の割合

25.8%→40.0%
(平成28年度) (平成33年度)

千代田区男女共同参画
センターMIWを
知っている人の割合
※区民アンケート結果に基づく

33.5%→65.0%
(平成28年度) (平成33年度)

第5次千代田区男女平等推進行動計画

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現



性別や性的指向、性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会



目標
1

人権を尊重し、 健康的な生活を支援する



課題

- 10年前の区民向け調査と比べても不平等に感じる傾向はそれほど変化しておらず、男女平等の実現は、今後も取り組むべき課題です。
- 性別役割分担意識を持つ人は大きく減っていますが、固定的な性別役割分担の意識を変えていくための啓発は今後も課題となります。
- 性的マイノリティが広く認知されるようになっていくことから、次の段階として多様性を受け容れる意識の形成が課題となります。

施策の方向①

人権尊重・男女平等に対する意識啓発

性別のみならず、年齢、国籍、障害の有無等による差別をなくすために、男女共同参画センターMIWにおける男女共同参画に関する講座のほか、区内の高校や大学、企業と連携した事業等を展開することで、人権尊重・男女平等に対する意識啓発をしていきます。

施策の方向②

多様な機会・場における人権・男女平等教育・研修の推進

社会のあらゆる場面での男女平等を実現するために、区内の小・中学校の児童・生徒を対象とした授業や指導、学校職員に対する研修を行います。さらに、企業での研修を実施する等、あらゆる世代に対して人権・男女平等教育・研修を推進していきます。

施策の方向③

男女の性や健康に関する理解促進と支援

母子の健康管理、相談事業等の事業や女性の健康をテーマとした講座等を通して、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の理解促進と支援に努めます。

施策の方向④

性的マイノリティへの理解促進と支援

学校教育や教職員への研修の実施を通して、性的マイノリティに対する理解を深めていくことや相談機会を提供する等、性的マイノリティに対する理解促進を図ります。同時に、区職員に対しても性的マイノリティへの理解促進と相談対応のための研修を実施します。



MIW通信・
ライブラリニュースみゆう



男女共同参画センターMIWでの講座の様子

目標
2

配偶者・児童等への暴力や 性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する

課題

- DV・デートDVについて正しい理解を促し、被害者を支援する等の暴力の根絶に向けた取り組みが必要です。
- DV・デートDV被害者に相談窓口を周知し、相談への動機付けを行うことが課題です。
- 児童虐待を未然に防止するとともに、地域全体で高齢者や障害者を見守るまちづくりを進めていく必要があります。
- 事業所と従業員双方へハラスメントに対する正しい理解を促すことが重要です。

施策の方向①

DV・デートDVへの対策の推進

DV・デートDVへの対策として、男女共同参画センターMIWや区内学校等、多様な機会を通じて意識啓発を行うことで防止に努めるとともに、実際に被害に遭った人に対する支援のため、男女共同参画センターMIWにおける相談機能を充実させ、区役所内外の関係機関との連携を図ります。さらに配偶者暴力相談支援センターの機能整備をひきつづき検討していきます。



パープルリボン・
プロジェクトの様子



施策の方向②

児童・高齢者・障害者に対する虐待への対策の推進

児童・高齢者・障害者に対する虐待の防止に向けて、児童・家庭支援センター等関係機関との連携を進めていくほか、普及啓発活動を行う等の対策を推進していきます。特に児童虐待は、未然防止のための普及啓発活動のほか、被害にあっている児童や被害から逃れる児童が相談できる窓口のあり方についても検討していきます。

施策の方向③

性的いやがらせ行為・性暴力等への対策の推進

性的いやがらせ行為・性暴力等の防止のために、男女共同参画センターMIWにおける講座の実施やパンフレットの配布等を通じた相談窓口の周知を行うほか、相談体制や機能の充実を図る等、対策を推進していきます。



デートDV出前講座の様子

多様なライフスタイルが実現できる社会

目標
3

ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

課題

- 男性が家庭に参画するため、男性への意識啓発のほか、働き方改革を進める事業所への助成制度の検討が必要です。
- 女性が活躍できるよう、キャリア形成を望む女性が働き続けようと思ひ、かつ実際に働き続けられる環境を形成することが大切です。
- ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組みを事業所に促すため、支援事業の充実と周知を図ることが必要です。

施策の方向①

働きたい・働き続けたい女性に対するキャリア形成の支援

働きたい・働き続けたい女性へのキャリア形成の支援として、男女共同参画センターMIWにおける学習機会の提供のほか、相談、ネットワークづくり、情報提供等に努めていきます。

施策の方向②

男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発

男性の働き方に対する意識改革に向けて、土曜まま・ぱぱ学級やにこにこ広場、子育てや家事、介護をテーマにした講座の実施等を通して、情報提供を行います。

施策の方向③

家事・育児・介護等と仕事の両立に向けた支援

家事や育児、介護等の理由から働きたいと思ひながらも働くことができない人を減らすため、福祉関係の部署と連携し、保育や介護、障害者福祉サービスの充実を図るほか、保育サービスについては保護者が安心感を得られるよう質の向上についても検討します。さらに、ひとり親家庭等支援が必要な家庭に向けた事業の充実にも努めます。

施策の方向④

働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発

働きやすい職場づくりのために、ワーク・ライフ・バランスの推進や職場における男女格差の解消の推進に関する情報提供や意識啓発を行っていきます。

施策の方向⑤

区内中小企業の意向をとらえた支援

ワーク・ライフ・バランスの推進や職場における男女差別、男女格差の解消に向けて、中小企業に対する助成制度の充実や男女共同参画を推進する企業の支援を行う等、区内中小企業の意向をとらえた支援を図っていきます。



父親向け料理教室の様子

目標
4

地域社会における男女共同参画をすすめる

課題

- 離職後に復職しない女性が多い傾向を踏まえ、地域活動を通じて社会に参画するためのきっかけを提供することも大切です。
- 防災活動や避難所運営においては女性の視点が大切であり、日常的な防災活動への女性の参加が課題となります。

施策の方向①

意志決定過程への女性の参画の推進

区政や地域活動等、社会の様々な意思決定の場面で女性が参画できるように、審議会等において男女のバランスのとれた委員構成を推進していくほか、町会等の地域組織に対して男女共同参画の意識啓発を行っていきます。

目標
5

行動計画の推進体制を充実する

課題

- 男女共同参画センターMIWを広く区民に周知し、利用者の層を広げることが大切です。
- ワーク・ライフ・バランスの実現とだれもが能力を活かして活躍することができる職場環境づくりをめざし、区役所内の取組みを進めることが必要です。

施策の方向①

男女共同参画センターMIWの充実

男女共同参画センターMIWの各種機能を充実させることで、男女平等・男女共同参画社会を推進していきます。また、効果的な広報活動を行うことで、差別や暴力に悩んでいる人に相談先として認知されることをめざします。

施策の方向②

子育て・介護をしている人等や退職した人等の社会参画の支援

NPOやボランティア等、地域における住民活動を支援し、男性・女性ともに地域とのつながりを持てるように、地域活動への参画を支援するほか、男女共同参画を推進する自主グループ活動を支援していきます。

施策の方向③

多様性に配慮した防災・まちづくりの推進

防災・まちづくりに際して、男女共同参画の視点に加え、高齢者や障害者、性的マイノリティ等地域社会における多様性に配慮したものとするために、防災組織への女性の参加促進や災害時の対応、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れる等の対策の推進を図っていきます。



MIW祭りの様子

施策の方向②

区役所内推進体制の充実

区役所内推進体制の充実に向けて、区役所における男女共同参画を推進し、職員の意識を高めるほか、関係部署との連携体制の充実等に努めていきます。

施策の方向③

区民との協働による推進体制の充実

区民と協働しながら男女共同参画施策を推進していくほか、区民の声を反映させた男女共同参画センターの運営や男女共同参画の推進を活動目的とする団体等に対する支援等、区民との協働による推進体制の充実を図ります。

千代田区男女共同参画センターMIW

MIWは、男女平等と男女共同参画社会の実現のための活動拠点です。学びや交流の機会のほか、活動団体への支援や、男女平等・男女共同参画に関する様々な相談にも対応しています。

○アクセス 千代田区役所10階(九段南1-2-1)

○開館日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時
土曜日 午前9時～午後5時

○電話 03-5211-8845／03-5211-4316(相談予約専用)

くわしくは公式サイトをご覧ください。

www.city.chiyoda.jp/koho/kurashi/danjo/miw/

検索 千代田区 MIW



男女共同参画センターMIWエントランス